

# 職業訓練指導員講習（48時間講習）のご案内

職業訓練指導員講習(48時間講習)は、職業訓練指導員として必要な知識及び指導方法について、その能力を付与するため、職業能力開発促進法に基づき実施するものです。

受講修了証書の交付を受けた者には、本人の申請により、都道府県知事から職業訓練指導員免許が交付されます。

## 1 受講資格

(1) 次のいずれかに該当する方

| 番号 | 受講資格   | 実務経験年数 | 受講資格を証明する書類  |             |            |            |         |          |
|----|--|--------|--------------|-------------|------------|------------|---------|----------|
|    |  |        | 卒業証書又は修了証書写し | 証明書(履修)(原本) | 技能照査合格証書写し | 技能検定合格証書写し | 実務経歴証明書 | その他の証明書類 |
| 1  | 技能検定合格者(1級又は単一等級)  | —      |              |             |            | ○          |         |          |
| 2  | 大学卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)                                   | 2      | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 3  | 短期大学又は高等専門学校卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)                         | 4      | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 4  | 高度職業訓練(応用課程・特定応用課程・特定専門課程)の技能照査合格者                       | 1      | ○            | ○           | ○          |            | ○       |          |
| 5  | 専門課程の高度職業訓練(養成訓練)の技能照査合格者                                | 3      | ○            | ○           | ○          |            | ○       |          |
| 6  | 専門課程の高度職業訓練(養成訓練)の修了者                                    | 4      | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 7  | 普通課程の普通職業訓練(養成訓練)の技能照査合格者                                | 6      | ○            | ○           | ○          |            | ○       |          |
| 8  | 普通課程(規則別表第2)の普通職業訓練(養成訓練)の修了者                            | 7      | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 9  | 短期課程(規則別表第4の700時間以上)の普通職業訓練の修了者                          | 10     | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 10 | 専修訓練課程の養成訓練修了者   | 10     | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 11 | 外国の大学卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)                                | 2      | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 12 | 旧法の認定職業訓練(3年課程)及び労働基準法の技能者養成修了者                          | 7      | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 13 | 高等学校卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)                                 | 7      | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 14 | 旧法の専門的職業訓練(2年課程で訓練時間が3600時間)及び認定職業訓練k(2年課程)の修了者          | 8      | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 15 | 旧法の職業訓練(1年課程で訓練時間が1800時間)及び公共職業補導所(1年課程で訓練時間が1824時間)の修了者 | 10     | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 16 | 旧総合職業補導所(1年課程で訓練時間が1824時間)の修了者                           | 10     | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 17 | 都道府県が行う家事サービス職業訓練担当者                                     | —      | ○            |             |            |            |         | ○        |
| 18 | 旧法の特別高等訓練課程の養成訓練の技能照査合格者                                 | 3      | ○            | ○           | ○          |            | ○       |          |
| 19 | 旧法の特別高等訓練課程の養成訓練の修了者                                     | 4      | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 20 | 旧法の高等訓練課程の養成訓練の技能照査合格者                                   | 6      | ○            | ○           | ○          |            | ○       |          |
| 21 | 旧法の高等訓練課程の養成訓練の修了者                                       | 7      | ○            | ○           |            |            | ○       |          |
| 22 | 旧法の専修訓練課程の養成訓練の修了者                                       | 10     | ○            | ○           |            |            | ○       |          |

注1：必要な実務経験年数は、各課程の「修了後」や「卒業後」、「技能照査合格後」の年数です。

注2：単一等級技能検定合格者のうち、電子回路接続・バルコニー施工職種は該当しません。

注3：技能検定合格者(1級又は単一等級)以外の受講資格については、審査に時間を要しますので、事前にお問い合わせください。

注4：その他の証明書類は職業訓練担当歴を証明するもの。

(2)次に該当する方は、この講習をうけることができません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられた者
- ③ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 2 受付期間、講習日及び受講料

| 受付期間                           | 講習日                        | 受講料<br>(消費税・テキスト代含む) |
|--------------------------------|----------------------------|----------------------|
| 平成30年8月27日(月)～<br>9月14日(金)     | 平成30年10月16日(火)17日(水)18日(木) | 当協会会員<br>21,600円     |
| 午前8時30分～午後5時まで<br>(ただし、土・日は除く) | 平成30年10月22日(月)23日(火)24日(水) | 会員外<br>22,700円       |

注：納入された受講料は、どのような理由があっても返金できません。

- 3 講習内容** 職業訓練原理(4h)、教科指導法(16h)、労働安全衛生(3h)、訓練生の心理(7h)生活指導(6h)、関係法規(4h)、事例研究(6h)、確認テスト(2h) 《合計48時間》
- 4 開催場所** 徳島県職業能力開発協会 2階 実習教室  
徳島市新浜町1丁目1番7号
- 5 定員** 15名(先着順)
- 6 申込方法** 受付期間内に下記7の申込先へ直接お越しの上、次の書類を受講料とともに、提出してください。  
 (1) 職業訓練指導員講習(48時間講習)受講申込書  
 (2) 履歴書  
 (3) 写真(申請6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身のもので、たて4cm、よこ3cmとし裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)  
 (4) 受講資格を証明する書類  
 ※受講資格により必要な書類が異なりますので、1「受講資格」の表でご確認ください。  
 ※婚姻等で姓名が卒業(修了)証書・合格証書等と変わっている場合は戸籍抄本を添付してください。  
 ※(1)、(2)及び「実務経験証明書」の用紙は、徳島県職業能力開発協会にあります。また、協会ホームページからダウンロードできます。  
 ホームページアドレス <http://www.tokunoukai.jp>
- 7 申込先** 徳島市新浜町1丁目1番7号  
徳島県職業能力開発協会 総務・能力開発課  
TEL:088-662-5366 FAX:088-662-0303
- 8 修了証書** 6日間(48時間)の講習を全て受講し、「確認テスト」に合格された方に対し、修了証書を交付いたします。この修了証書は、職業訓練指導員免許の申請をする際の証明書となります。
- 9 免許申請** 職業訓練指導員免許を申請される場合、免許申請手数料 2,300円が必要です。修了証書の交付をうけた者は都道府県へ申請を行ってください。
- 10 その他** 受講の日程表、注意事項等は、後日受講者へ郵送いたします。

※ 申込みに関する個人情報については、この講習にのみ利用させていただくものであり、ご本人の許可無く第三者に提供することはありません。